

第五十五回国会 衆議院 石炭対策特別委員會議録 第十七号

(三六一)

昭和四十二年六月九日(金曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 多賀谷貞裕君

理事 神田 博君

理事 西岡 武夫君

理事 岡田 利春君

理事 池田 順治君

理事 小淵 恵三君

理事 倉成 正君

理事 齋藤 邦吉君

理事 菅波 茂君

理事 竹内 黎一君

理事 渡海元三郎君

理事 野田 武夫君

理事 井手 以誠君

理事 中村 重光君

理事 渡辺 惣蔵君

理事 大橋 敏雄君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

通商産業省大臣 菅野和太郎君

通商産業省石炭局長 井上 亮君

通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君

六月九日

委員佐々木秀世君、齋藤邦吉君、篠田弘作君、

進藤一馬君、野田武夫君及び井手以誠君辭任に

つき、その補欠として渡海元三郎君、加藤六月

君、竹内黎一君、小淵恵三君、竹下登君及び中

村重光君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、加藤六月君、竹内黎一君、竹

下登君、渡海元三郎君及び中村重光君辭任につ
き、その補欠として進藤一馬君、齋藤邦吉君、
篠田弘作君、野田武夫君、佐々木秀世君及び井
手以誠君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

石炭鉱業再建整備臨時措置法案(内閣提出第五
八号)

○多賀谷委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業再建整備臨時措置法案を議
題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

岡田利春君 再建整備臨時措置法案の第二條
の「再建整備計画」についてお尋ねをしたいと思います。

その中、「再建整備計画」の中で、一から四
までの内容が本条では規定をされているわけだ
けです。そこで「石炭の生産及び販売並びに財務に關
する計画」がございすけれども、生産の場合に
は一応の計画というものが策定され得ると思つて
います。しかし販売の場合には、いわゆる政府が
負担増対策をしての政策的な需要と、その企業が
企業努力で販売計画を立てなければならぬ部分
が出てくるわけですね。しかし、今日の需要の状況
を見ますと、自力で販売をする計画は一応出る
としても、實際問題として今日の石炭の急激な後退
を見ますと、計画を認定する場合に非常に問題
が出てくるのではないかと。この点は昭和四十五年
度の場合には、自力で販売する販売数量は大体七
百万トンと想定をいたしておりますから、その範
囲内において自力販売を認める、あるいはまたそ
の企業が計画を策定して、どうしても計画以上それ
以上に努力をして販売しなければならぬという場

合には、彈力的にこれを受けとめる考えがあるの
か、この点についてまず伺いたいわけですね。

○井上(亮)政府委員 ただいま岡田先生からお
っしゃいましたように、生産については各社それぞ
れの実情に応じて比較的計画を立てやすいわけ
でございますが、販売面は、御指摘のようになか
なむずかしい問題がございす。しかし、私ども
がこの販売計画について、再建計画の中であえ
うたいましたものは、従来諸計画をつくり出す際
に、まず企業から各社の計画を求めます場合に、
それを単純に集計いたしますと、特にこの販売計
画においては、重複が非常に多いわけございま
す。具体的な例をあげますと、電力業界に炭を
売ります場合にも、東電に賣ります、みんなが東
電に売ります。ところが東電の需要は、おのずから限界
があるわけございす。そういうような計画が
往々にして見られるわけございまして、そう
いったことでは非常に計画にそぐを来たすも
になるわけございすので、個別に計画をとる
わけございす。ミクロの計画と全体の立場か
らの見方、そういう意味でこの計画を調整する
というようにしたいというわけございす。

それからなお、販売計画については、御指摘が
ありましたように、特に政策需要については比較
的販売計画が立ちやすいわけございす。と申
しますのは、電力につきましても鉄鋼につきま
しても、やはり明確に年々の引き取り数字が想定さ
れますので、各社の従来の実績、シェア、そうい
うような点から比較的つくりやすいわけですが、
特に一般産業用炭、これは逐年需要が減少してい
く計画になっておりますし、もう一つは暖房炭、
これも不特定多数の需要でございすので、なか
な各社の計画について——先ほど言いました
ような重複販売的な、よそは売れないが自分のと

ころだけは売れるというような形になつても、計
画としては非常におかしいわけございす。こ
で、この調整が問題になるわけございす。こ
の点につきましては、やはり個別の計画と、全体
の各社との調和、こういうような点に特に留意し
て計画の樹立に当たつてもらいたいというふう
に考えております。

また、御指摘のありました特に暖房用炭等につ
きましては、販売努力によつて相当程度伸びる可
能性もあるわけございす。一がい減るだけ
ではございせん。企業努力といひますか、販売
努力というもので拡大できますので、そういう場
合には会社の計画、について十分討論をして、当
該企業におきまして暖房炭等の需要拡大につ
いて十分確信がある場合には、それを認めるとい
うような彈力的な措置も考えてまいりたいと思
ひます。

○岡田(利)委員 企業の中には、本法の適用を受
ける企業と適用を受けない企業があるわけだ
けです。しかし、本法の適用を受けない企業であつても、
石炭合理化臨時措置法のいわゆる生産計画ある
いはまたこれに基づく販売計画、こういうものに該
当してまいりますから、結局この法律の適用を受
けない企業であつても、實際問題として、第一号
の場合は、受けようと思つてまいと同じような方法
で、結局生産販売計画というものが策定されるも
のではないかと、こう思うのですが、何か違ひがあ
りますか。

○井上(亮)政府委員 御指摘のとおりでございま
す。ただ私どもも本法に基づきます再建整備計画を
つくるに際しまして、確かにこの再建整備計画
は、全企業についての計画ではないわけございま
すが、現在私どもも再建整備計画、いわゆるこの
法律の適用を受けない企業についても、全く同様
の角度からの長期の計画——再建整備計画とは称

しません、長期計画の提出を求めています。その長期計画の中では、本法でいってありますようなこういった各般にわたる——もちろん不良資産の処分とか、こういうところまでの監査、監督はいたしませんけれども、しかし特に生産販売、それから財務の見直し、あるいは鉱区調整その他近代化の問題、こういった点についての長期計画の提出を求めまして、全く再建計画と同じような検討を企業と一緒にいたしてありますので、全体としての調整は、そういう形でやってまいりたいというふうに考えております。

○岡田(利)委員 第二号の「鉱区の調整、石炭坑の近代化その他の生産の合理化のための措置」ということについて、この計画は、大体昭和四十五年までを目途にして、当面は計画を出させる考えなのか、それとも本法の適用を受ける企業については、当然返済の見通しも立たなければならぬわけですが、十年から十年にする考えなのか、この点については、いかがですか。

○井上(亮)政府委員 再建整備計画につきましては、一応前半の五年間と後期の五年間と二つに分けて計画をつくっていただくように、ただいま指導をいたしております。前半の五年間につきましては、特に四十五年まで、これは四年間になりますか、これにつきましては、精緻な現実の計画、これは特にお願いいたしておるのであります。それからあと四十六年以降のものにつきましては、これはいわばこういった諸計画についての長期展望というような形の計画をお願いいたしているわけでございます。

○岡田(利)委員 この二号については、一号、三号、四号とは、また別な性格を持っているのではないかと。それは石炭企業の性格からいって、鉱区の調整についても、単に五年間ぐらいの期間を想定して鉱区の調整をはかるといだけでは、問題は解決しないのではないかと。また近代化の方向についても相当長期を見通されなければならぬのではないかと。御存じのように、エネルギー答申では、昭和六十年まで五千万トンに、石炭は一応

位置づけをされておるわけです。そういったしますと、鉱区の調整、特に骨格坑道の展開、あるいは立て坑の新規開きという問題になりますと、最低二十年の長期の見通しを立てて、これらは行なうべきではないかと。したがって二号の性格からいって、その点は、特に長期な計画あるいはそれぞれ企業の要望というものを率直に吸い上げていくという姿勢がなないと、実際問題としては場当たり的なことになるのではないかと。その結果さらにその時点になって、再びやり直さなければならぬ、こういうことが想定されますので、この点については、そういう前提に立たれておるかどうかが伺っておきたいと思っております。

○井上(亮)政府委員 この点につきましては、全くそのとおりだと思っております。ただおことばの中にありました二十年の長期の計画というようになるとなると、これは非常に展望的な姿になりますので、一応この計画におきましては、先ほども申しましたように、前半と後半に分けまして、十年程度の見通しを求めたいというふうに考えております。特にこの鉱区調整につきましてはこれは四、五年の問題ではございません。御指摘のように十年計画あるいは二十年計画の性格だと思っておりますので、そのような計画を出していただくというふうに考えております。

○岡田(利)委員 かつて調査団が増強群、維持群、それから閉鎖をするスクラップ群と、こういう形で一応分類をしたことがあるわけですが、私はこれからの前向きな姿勢の中においても、石炭というのは賦存量が一定限度あるわけですから、そういう長期的な展望に立てば、ほんとうに長期的に可採量もある、また自分の鉱区じゃないけれども、相当長期的にその地域の確保は可能である、こういうところもあるでしょうし、あるいはまた二十年以内ぐらいで枯渇をする、採掘終了せざるを得ない、こういうところもあるでしょうし、あるいはまた短期に見て五年ないし十年、その時期になれば鉱区を調整しても一応採掘終了するという炭鉱もあるだろうと思うのです。そういう

意味においては、新たな分類といえますか、そういうものがびしっと立てられていないと、全般的にただ一般論でものを考えることであって、は、石炭政策というものは後手になるのではなからうか。そういう点でいわゆる前向きの分類といえますか、そしてそこに鉱区の調整が必要なのは積極的に当初から鉱区の調整をはかる、こういう考え方が打ち立てられなければならないのではないかと。またそういう中で結局将来の日本の実際の出炭の実力といえますか、それはどの程度になつていくのであるか。この点はいまから十分見直して対策を立てておく必要があるのではないかと。いま原料炭に偏重しつつございまして、私はいま今日の日本の炭田の状況から考えて、一般炭においてもその場合炭層の賦存状態が一応安定しておれば、新たに地域を開き出す必要はない、こういう状態が必ず来るのではないかと、実はこういう判断をいたしているわけですが。

したがって、いま炭鉱の数は非常に少なくなつてまいりましたから、この計画を審査する側においても、個別の条件については相当従来とは違つて詳しく精査でき得る情勢にもございまして、そういう意味で従来の調査団ではなくして、そういう前向きの政策というものを打ち立てていくという場合に、保安監督員ではございませんけれども、石炭の実務的な調査、こういうものがこの再建整備法成立にあつて付随的に考えられなければならないのではないかと。一体これをやる場合には審議会の中で何か指導を受けてやるのか、通産行政の中でそういう場合にはいろいろやっていくのか、どういうお考えをお聞きしたいと思います。

○井上(亮)政府委員 前半におっしゃいました岡田先生の今後の石炭産業の再建の方策と申しますか、資源の活用方式につきましては、これは私全く同意見でございまして、そのような、先生おっしゃいましたようなお考え方の線で今後育成をはかつてまいりたいというふうに考えております。

それからさらにこの計画をつくりますに際しま

して、実務的なといえますか、実際の調査検討、これをどのようにやるかという御質問でございしますが、この点につきましては、岡田先生も御承知のように、石炭鉱業の実態面につきましては、特にこの計画作成に関連しましての各山の特質等の調査につきましては、これはだいぶ前からやっておりまして、特にこの石炭鉱業審議会の技術部会等はほとんど毎年のように主要な山々——これは毎年重複しないようにやっておりますが、現地に行つていただまして、あらゆる角度からの調査をしていただいております。

それから鉱区調整の問題につきましても、同じく審議会の中に鉱区調整部会がありまして、これも数年前から非常に活発に議論をしまして、ほとんど全国各地について、どういふ地区についてどういふ鉱区調整の必要があるかというふうな考え方も述べられておるわけでございます。いまやどちらかというところの実施の段階にきていというふうに考えております。もちろん今後、この再建計画をつくるに際しましては、さらに将来に向かつての綿密なそういった技術調査をやる必要があると思つて、それと同時にいままでの調査に基づいて実行すべき段階にきていという面もありますので、この再建計画作成に際しましてはそういった角度でさらに検討し、実施すべきものは実施するというような体制をつくつてまいりたいというふうに考えます。

○岡田(利)委員 この際政府は鉱務監督員制度、いわゆる実際の炭鉱の鉱務全般について監督をする、これは保安監督員制度と似通つていられるわけですが、保安監督員といえどもこれは技術員が配置をされているわけですが、したがって、この技本策を打ち立ててこれから鉱業安定をはかる場合には、そういう制度をも検討しなければならぬのではないかと。もちろんいまそれぞれスタッフはおりますけれども、そういうものを担当するのは一般行政の中でも特に専門的に担当させる、こういう措置というものが私は必要ではないかと思うのですが、この点については検討されたことがあるか

どうか伺いたいわけです。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、今日の石炭鉱業の実態、あるいは国と石炭鉱業との関係、こういうような点からいたしますと、御説のような御意見も出ようかと思ひます。ただ私も実際に政府の立場で指導なり監督なり助成なりをして

いる立場からその問題を考へてみますと、今日の石炭局の各課あるいは地方通産局にあります石炭部、あるいは九州には鉱務部というのがあります。特にこの石炭部は、先生がおっしゃいましたように特に鉱務監督官という名前を付さなくても、この再建整備法ができましたり、あるいは引き続いてお願いしております合理化法の改正というようなことで、今度の基本法を実施する体制が整いますと、まさに先生のおっしゃいましたような体制にしなさいかぬ。特にこれは地方だけではなく、中央もそういう性格を持ちますし、地方の石炭部はもうそういう性格を持つわけでございます。したがってその意味では、名前はつけるつけないにかかわらず、お説のとおり体制になっていくと思ひますが、ただ、私、考えますには、あんまり役人が現場に出まして、現場勤務のような形をしてやるということとはたしていいかどうか。かえって企業の労使の自主性、自主的な盛り上がりというこの関係もありますので、その辺になりますと、私なお慎重に検討しなさいかぬのではないかとこのように考へております。

○岡田(利)委員 三の「不要資産の処分、経費の節約その他の経営の合理化のための措置」前段の節面については問題ございせんけれども、この経営の合理化という内容は非常に幅広いわけですね。この場合、この再建整備法の適用を受けた企業が新たに社外に投資することが可能なかどうか。たとえばいままで石炭の運搬工程に所属する部分、ブリ捨てとかいろいろあるわけなんです。あるいはまた機械の補修、そういう面については、これは工程に枝葉になって組み合はせておるわけです。それを合理化で単独の企業にし

て、ある程度外注を受けて、ある程度はその炭鉱の仕事をするということとは考えられませうけれども、その炭鉱の企業と縁もゆかりもない企業に対する投資は、一体再建整備法の適用を受けた企業は可能なかどうか、この点についてお伺ひしたい。

○井上(亮)政府委員 社外投融資の問題につきましては、昨日もたいぶ御意見があったわけですが、私もこの法律施行に際しまして社外投資についても監督、監督をいたしたいというふうに考へておりました。特に第十六条以降の経理監督を相当強化いたしておるわけでございますが、社外投融資につきましては、この法律にもありますように、また昨日も御質問がありましたように、抽象的に言えば、石炭鉱業の存立、企業存立に必要な面は認めなければいかぬ。抽象的に言えばそういうことにはなりますが、ただし、あまりそのことによつて石炭鉱業自体、これが本旨でございまして、石炭を採掘する企業体制、これにまたひびが入るような社外投融資は困るという立場をとりたい。あくまでも石炭資源を守つていく企業としてふさわしい社外投融資ということにできるだけ限定してもらいたい。特に国が石炭鉱業の維持のために、これは石炭資源を守るための助成措置でございますから、そういう意味から特に石炭鉱業に対してこれだけ手厚い助成措置を講じます場合に、いたずらに石炭鉱業に必ずしも害与しない企業に投資されることは好ましくないというふうな面から、経理監督等を厳重にいたしたいというふうに考へております。

私、今日認めていいじゃないかと思つておりますのは、たとえば先生も御承知のように、やはり今後とも経営の合理化等の過程で職員整理の問題とか、いろいろな問題が出てまいります。従来もありました。その場合に、やはり関連子会社を持つて、離職者対策を兼ねてそういう企業をつくらざるを得ないということ、あるいは産炭地振興のために特に地元の要望等ありましてつくり出すような場合とか、あるいは需要確保の見地から、

たとえば共同火力に対しまして投資する、あるいは自家発電、それによつてコンビナート方式をやるとかいうような場合の投資につきましては、これはむしろ当然認めていい筋合いというふうに考へております。ケース・バイ・ケースで、石炭鉱業を今後とも健全に育てるという角度から検討してまいりたいというふうに考へております。

○岡田(利)委員 その場合従来は何か一定の基準といひますが、内部的な準備といひますが、そういうものがあつて、いま言われた考え方がそういうことにまともなものであつて、それは照らし合はれてこれに対して承諾をしておるのか、認められておるのか。あくまでも単なるケース・バイ・ケースでいかれておるのか、聞いておきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 基本的にはケース・バイ・ケースということになると思ひますが、しかしそれは非常に石炭鉱業の存立のためにプラスになるということであれば、それは当然認めざるを得ない。そういう意味ではケース・バイ・ケースになります。しかし、だからといって、私どもがこれだけの助成をしておりますのは、石炭を掘る企業を守つていく立場ですから、あくまでもその趣旨に反するようになつてくる場合には監督せざるを得ないというふうに考へております。ただ若干危険性が伴ひました。離職者対策のためとかあるいは地域社会の特別の要望とか、あるいは需要確保のためとかいうような場合には、若干の犠牲がありましてこれはやはり政策的に許容せざるを得ないと思ひます。

○岡田(利)委員 さきに石炭鉱業経理規制臨時措置法が制定されております。さらに再建整備法がその上に制定されるわけですから、そういう意味ではなかなかこれは企業間においてやはり問題が出る場合があると思ひます。ですから、もちろんいま言われた雇用吸収のために、あるいはまた地域経済の振興のために寄与する場合という点で非常に範囲も広がつていくわけですが、ある程度のめどといひますか基準といひますか、そういう

ものはやはりつくつておく必要があるのじゃないか。人がかわるごとに考え方が違ふというのであつては、こまごまできた場合にはどうも企業間にいろいろ問題が出たり、あるいはまたその認可をめぐつていろいろ問題が出るではないか、こういう気がするわけです。そういう点で、ある程度の基準を示す意向があるかどうか、聞いておきたい。

○井上(亮)政府委員 後半の規制の問題につきましては、これは届け出制になっておりますけれども、ただいま私答弁しましたような考え方で、届け出制にして勧告をするというような体制、それで勧告を聞かない場合にはこの助成を打ち切るといふような激しい規制になっております。届け出制というのは一見やわらかいようですが、罰則までいくとだんだんきつくなる体制にしてあります。これらの運営にあたりましては、先ほど私が答弁しましたような趣旨で、もう少しそれをふえんした形で何らかのそういう尺度は当然考へてまいりたいというふうに考へております。

○岡田(利)委員 届け出であつても事実上は認可だと思ふのです。これはパスしなければならぬわけですから。そうであれば、やはり届け出ではなくしてむしろ明確に認可制ということにすべきではないかという考へを私は私は持つておる。そのほうがかえつて非常に公明正大に準備をし、そして雇用の吸収なり地域経済の発展に寄与する、あるいはまた経営の合理化に資する、こういう点が明確になるのではないかとこのように考へております。こまごまであれば、いま工場の場合でも届け出制がとられております。普通一般の民間が工場を建てるといふ場合に届け出をしなればならぬわけですね。しかしイギリスやフランスでは工場をつくる場合でも公害その他の関係があつて、これは認可制になっておるわけですね。そうしますと、石炭企業の場合、社外投融資の場合には認可制であるということにむしろ明確にすべきではないか、こう思ふのですが、いかがですか。

○井上(亮)政府委員 一応そういう御意見もあ

うかと思ひます。ただ、この法律におきましては、そこをばつきり觀念を分離して考へておるわけではございまして、たとえば第十二条、これは利益金の処分について規制を加へようという考へ方になつておりますが、この再建会社の利益金の処分に関するものは通産大臣の認可を必要とするという形をとつておりますが、十三条で、この社外投資資あるいは重要な財産処分というようなものについて届け出制度ということにいたしてあります。これはやはり経理規制と申しましてすべて同列のきびしさではなくて、やはり石炭鉱業自体の利益金の処分というものは非常に強い規定でございまして、しかしこれはその会社そのものがやはりこれだけの助成を受けているというような立場から、当然国民的な立場で要請されなければならぬというやうな意味で、利益金の処分について非常に強い認可制度をとつたわけではございまして、社外投資資等に対しまして、やはり当該企業について、利益金の処分について強固な規制を加へるといふやうな立場をとります場合には、あと資産処分だとかいふやうなものについて、これを禁止的な立場で取り扱ふのはどうかというやうな考へ方から届け出制を一応とり、しかし、届け出制だけではきつめて罰則的に弱い規制力になりますので、さらにこれにつきましては、勧告制度という一応ワンクッションを置きまして、それをきかない場合にはこの助成策の打ち切りというやうな厳しい規定に段階を踏んでいくというやうなニュアンスを持たして、この条文を構成いたしておるわけではございまして、ほとんど実質的にはもう認可に近い形でございまして、やはり事柄の性質上、ケース・バイ・ケースでいく必要があるというやうな角度、それから特に悪いことだということも断定できないというやうな意味で、段階を踏んだ規制の方式をとつた次第であります。

○岡田(利)委員 第六条には「利益を計上した場合の納付金」について厳格に定められておるわけですが、実際問題として、これからの再建整備会社が大きな利益を計上できるということには、なかなかならぬのではないかと。むしろいま考へていふ以上の新しいファクターというものも出てくるのではないかと。だから利益金の処分というものは、実際問題として非常に厳格に定められておりますけれども、私に言わせれば、実態としてはあまりたいした問題にすべき事項でもないんでないかという気がするわけですが。問題は利益金の出し方なわけですから、会社経理の方法なんです、その場合に、たとえば減価償却費あるいはまた退職積み立て金、法定準備金引き当て金、これは法定を基準にしておるのか、それとも、それは一般的な社会通念の場合も想定されておるのか、そういう一応のめどというものがいままで経理規定もあるわけですが、その点はいかがですか。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、この第六条の「利益を計上した場合の納付金」の規定は、石炭鉱業の今後の見通しからしますと、そういう利益がこのような企業がそんなにたくさんあるのかというやうな御疑問でございまして、確かに今日の段階ではそういう見通しもありますが、私は、これに該当するやうな企業も——再建整備の予備審査をしていまして段階で、相当程度こういう可能性のある企業も出てまいりまして、ございまして、またこれも一応国民的立場から、国の助成との関係における公平の概念から国への納付の規定を書いたわけではございまして、ただこの基準、計算方法につきましては、いわゆる従来通常の損益、公表損益というやうな形の計算をいたしまして、でももちろん公表損益が土台になります。あくまでも土台になります、それをやはり適正な減価償却を行なうということ、それから退職金の積み立て等についても十分に行なうというやうな修正要素を加へました計算を行なつて、そういう形をとつてもなお利益を計上するやうな場合に、納付金を国庫に納めさせるという措置、配慮をいたしたい。こういうふうに考へております。

○岡田(利)委員 ここでひとつ、問題の観点を變えて、需要の問題について質問しておきたいのですが、いま御存じのように、電力会社があつて、電力用の代金はここで決済されておるわけですが、ただこの場合には、炭鉱会社が直接電力会社に納めるものと、それから商社が納めるものがあるわけですが、私は今日の石炭産業の安定を考えれば、政府が政策需要のための資金を出しているわけ、しかも炭鉱は、それぞれ再建整備計画もしくは石炭合理化法に基づく計画を出し、生産計画を立て、販売計画を立てておるわけですから、したがって、それぞれ電力会社に対して納付するについては、割り当てが当然行なわれてくると思うわけですが、そういったしますと、炭鉱会社から直接電力会社に納めていくという形が明確にとられる必要があるのではないか。いわゆる商社を経由する必要は今日もはやないかと思つておるわけですが、やがていふ需要関係にはないわけですから、これを英断を持つて第一点としては改めるべきではないか。

それから第二の問題は、電力会社の場合には長期引き取り協定があるわけですが、長期引き取り協定の場合には、当然電力会社は時間のずれがあつても引き取るわけですから、この面の改善をはかると同時に、今日の貯炭等の現状を考へてみますと、むしろ大体四半期ごとにあるいは半期ごとか定めて、電力会社とその調整的な機能を付与する、こういうことがむしろ必要ではないか、そこまで踏み切るべきではないか、こう思うわけですが、この二点について承つておきたいと思ひます。

○井上(亮)政府委員 まず第一点の商社を使う問題でございまして、確かに御指摘のように、電力用炭あるいは鉄鋼用の原料炭につきましては、これは政策需要でございまして、特に大手の企業につきましては商社を使う必要というものはほとんどないんでないかというふうに、私個人も考へております。しかし中小炭鉱等あるいは大手につきましても弱い企業になりますと、やはり、何といふか、営業職員の節約、これは一種の企業の

合理化にも通じますが、販売に對するいろいろな諸経費、これをみずからの危険負担でやらないで、商社にやつていただくとか、あるいは商社から貯炭金融の便を仰ぐというやうな面も、中小炭鉱についてはあるやうと思ひますので、全企業について岡田先生のおっしゃるやうにすることは困難かと思ひますけれども、少なくとも相当大きな大手炭鉱につきましては、基本的には岡田先生おっしゃるやうに思ひます。

○岡田(利)委員 この問題は、本委員会でも歴史的に長い議論を果してはいるわけですが、したがって、電力会社が生まれる場合についても、本委員会でも附帯決議も出ておりますし、また委員会の決議もあるわけですが、特に流通合理化の促進のためにはこの電力用炭販売株式会社を拡充強化すべきだ、そうして需給調整並びに貯炭業務を加へる、そういう中で今後の石炭産業の安定をはかるべきではないか、しかもそれは流通合理化の一助にもなる、こういう点が決議され、附帯決議もされ、そのたびに議論されておるのですが、一向にこの面の政策は前進してない。にもかかわらず、現在貯炭が激増している。しかも電力会社は自分のほうの都合でもって、引き取り時期を一方的に定める。どうしても力関係が弱くなつておりますから、そういうことになつておるわけですが、私はこれは結局流通を複雑化し、しかも将来は三千万トンの石炭が電力、一般炭に向けられる残りは七百万トンだということになれば、当然この面について改善が加へられなければならぬのではないかと。これをやらぬで放置しておくことは、結局頭だけ押えておるけれども、胃腸のほうの消化がなかなか十二分にいかないという奇型のな、内臓的疾患を持ったまま石炭産業の安定をはかるというにひとしいのではないかと、こう考へざるを得ないわけでありまして、もちろん石炭企業を見ましても、ある一定の時期には年間百五十万トンも生産していた。そうして百五十万トンのうち百万トンは電力会社に納めていた。それは納炭の権利である。ところが、今日はその企業は炭鉱企業からも

撤退をしてほとんど見るべきものを持っていないにかかわらず、電力会社には従来一定のワクの炭を納めている。それは流通経費の面からいっても問題がございまして、むしろストレートにしたほうが手取りもよくなるし流通関係も安定してくるわけですね。この面を解決しないで石炭企業の安定をはかるということはちょっとさか立ちしているんじゃないか、こう私は考えざるを得ないわけですね。ですからこの電力会社の調整機能というものは当然持たせるべきではないか。しかも計画で、年率で定められて長期引き取り協定があるわけですね。これに対して一年間の一定の時期のずれがあるわけですから、むしろ企業に融資をするよりも、それに対して引き取った形式にして融資をしたほうが、これは安全かつ事務的にも非常に煩瑣な方法をとらなくてもいいんじゃないか。またできれば電力会社の貯炭場のスペースがある場合には、そこを一応借りても引き取っておく。そうするとトン当たり三百円程度の貯炭経費というものが浮いてくる、こういう点をきめこまかくやらないで石炭を安定させていくと言っても、どうも一本抜けておるような気がするわけですね。この点はやる意思があるのかないのかこの際はっきり承っておきたいと思えます。

石炭鉱業の今日の大きな過剰貯炭に対する融資の機能、貯炭融資についての機能はある程度果たしておるわけですが、融資でなしにさらに需給調整的な貯炭機能というところまで至っていないことは遺憾でございまして、これにつきましてはいろいろな考え方がありまして、今日まだ力足らずで実現していないと率直に申し上げたいと思えます。

○岡田(利)委員 現状を見ます場合に、ある一定の炭鉱ではものすごい貯炭があり、ある炭鉱では貯炭が少ないというアンバランスもあるわけですね。しかし需給計画というものは定められてくるわけですね、その一年間の納炭の量というものはほぼ確定してくるわけですから、その内数の引き取り、こういうことについては十分可能だと思っております。本件は合理化臨時措置法にも関連がありますから、合理化臨時措置法の場合に十分議論をしたいと思えますので、この点石炭局も詰めて、その場合に考え方を述べていただきたいと思えます。

もう一つお聞きしておきたいのは直売の点ですが、たとえば雪印とか、あるいは砂糖会社の場合には直売が多うございすけれども、それ以外の中小企業の工場は間接販売の形式が相当あるわけですね。しかしこれはいずれも五年以上長期契約を結ぶこととは私は可能だと思えます。ですから五年なら五年の長期引き取り協定といえますか、販売契約といえますか、そういうものを結んだ場合には、これはすべて直売でやるべきではないか、こう私は思うのです。そのことによって単価についても考慮できる面もあるでしょうし、しかも販売会社の場合には総合燃料会社ですから、石炭だけを売っている会社ではないわけですね。また炭鉱が相当赤字でも販売会社の場合には油とかプロパン、そういうものを扱っておりますから、相当利益をあげておる、そういう実績ははっきり出ておるわけですね。もちろんこれをすぐ取り上げてしまうということになりまして問題があるかと思えますが、一定期間をおいて三年ないし五年長期引

き取りの協定を結ぶ場合については、直売で価格についてもある程度下げる、こういう政策が伴ってこなければならぬのではないかと。そうすることによって買入ほうも安定するでしょうし、またいづれの工場においても電力用炭の炭代等の趨勢から考えて、炭価引き下げの交渉がずいぶん出ているわけですね。直売の場合には別に間接の販売の場合についてはそういう改善をする余地が十分あると思うのです。ですから一年ないし二年の一定期間をおいてこの三年ないし五年以上の長期契約を結ぶ場合については直売で処理をすべきだ、こういう点が政策として確立されなければならぬのではないかと、こう思うのですが、この点はいかがですか。

○岡田(利)委員 局長、これは古い因襲じゃないですよ。古い因襲といえど古い因襲かもしれないけれども、操作があるわけですね。たとえば炭鉱会社がいま貯炭をかかえて貯炭融資を受けるということもなかなか融資は受けられないわけですね。ところが販売会社ならば別会社ですから、総合燃料でもあり銀行に信用があれば販売会社が引き受けた貯炭に対してはこれは融資が行なわれるわけですね。ここが問題なんです。たとえば一年間何千トンと販売会社が引き受ける。それに対しては融資が伴うわけですね、会社が別なんですから。炭鉱のほうでは全部貯炭をかかえてこの融資を仰ぐといっても、現在の場合非常に無理なわけですね。ですからどうしても販売会社に対しては一定のそういう有効な売り先も認めていかなければ、貯炭もまたかかえてもらえないわけですね。こういう関係にあるところに一番問題点があるわけですね。またこれがそういう負担をかけなくともいというような点が改善されれば、三年ないし五年以上の長期に、工場に売る石炭は百トンであらうと二百トンであらうと直売で売ることが可能にはずです。ここなんです、問題は、これが改善されない、言うことは簡単でも実際に実行する面になるとなかなかできないというところになるわけですね。販売会社が一年間持つ貯炭の量というものはどの程度あるかというところは調べればすぐわかるわけですね。ですから、この改善がないとなかなか問題があるわけですね。これが改善をされていけば、炭価についてもある程度サービスもできる。一般需要についても確保できる。やはり直売すれば安いわけですね。間接経費が伴わないわけですからね。間接販売の場合には、値段は平均では下がっていないわけですね。人件費も上がる。あるいはまた貯炭をすれば貯炭の金利もかさんでいく。ですから、実勢価格を見れば、千二百円の炭

○井上(亮)政府委員 電力用炭販売会社に貯炭機能を持たせるとかあるいは需給調整機能を付与するとかいうような考え方につきましては、私個人といたしましては第一次調査団当時からそういう問題を検討の材料として提起しまして、議論に議論を重ねて今日に至っておりますわけですが、その過程で電力用炭精算会社というものをまず最初につくり、精算会社というようにすることは十分に価格維持等の目的も達成できないということとで、電力用炭販売会社というものに改組いたしました。今日に至っておりますわけですが、御指摘のように、これは率直にいまして私の力足らずから今日のそういう岡田先生おっしゃるような貯炭機能を持たせるといふようなところまでは至っておりません。ただ電力用炭販売会社が、

き取りの協定を結ぶ場合については、直売で価格についてもある程度下げる、こういう政策が伴ってこなければならぬのではないかと。そうすることによって買入ほうも安定するでしょうし、またいづれの工場においても電力用炭の炭代等の趨勢から考えて、炭価引き下げの交渉がずいぶん出ているわけですね。直売の場合には別に間接の販売の場合についてはそういう改善をする余地が十分あると思うのです。ですから一年ないし二年の一定期間をおいてこの三年ないし五年以上の長期契約を結ぶ場合については直売で処理をすべきだ、こういう点が政策として確立されなければならぬのではないかと、こう思うのですが、この点はいかがですか。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、直売の問題でございまして、先ほどもお答えいたしましたように、私は中小炭鉱等につきましてはやはり商社を活用しなければならぬというような経済的な必要性が相当あるかと思えますけれども、相当大きな大手企業につきましてはいわずの政策需要と申しますか電力、鉄鋼等につきましてはもちろんでございますが、それ以外のものにつきましても相当まとまった単位で長期のそういう販売契約が確立されているというような場合には、それは私もできる限り直売であるのが本筋だと思えます。

のんきなことは許されませんので、少しでも合理化に役立つ、コストダウンに役立つというようなことであれば、勇断に今後指導してまいりたいというふうに考えております。

私をよく業界と流通面の合理化対策等について懇談いたしますときに、いまの岡田さんと同じような考え方の方で業界を指導しておるわけですが、私、かつてアメリカに行きましたときに、アメリカの大きな鉄鋼メーカーの販売経路を調べてみましたらほとんど大部分が直売というような形態をとって、商社を使っておらない。日本では商社を非常に使っておる。これはどうも石炭に限らず各産業共通の宿弊があるのではないかと、こう思っておりますが、石炭についてはそういう

のんきなことは許されませんので、少しでも合理化に役立つ、コストダウンに役立つというようなことであれば、勇断に今後指導してまいりたいというふうに考えております。

のんきなことは許されませんので、少しでも合理化に役立つ、コストダウンに役立つというようなことであれば、勇断に今後指導してまいりたいというふうに考えております。

のんきなことは許されませんので、少しでも合理化に役立つ、コストダウンに役立つというようなことであれば、勇断に今後指導してまいりたいというふうに考えております。

値引き下げの中でも、販売価格の売り値というものはそう下がっていないわけですね。特に小口になればなるほどそれが顕著であることは明らかかなわけですね。ですから、これを解決しなければならぬわけですね。この点も、いざれ検討する合理化法のときにもう少し詰めて検討したいと思いたすので、十分ひとつこの点の検討をしていただきたい、こう思うわけですね。

次に、いま北海道で問題になりますのは暖房用炭ですね。業者の場合は、サービスマンセンターもつくったようでありまうけれども、ものすごい立ちおくれで、石油の攻勢が販売宣伝に相当経費をかけて進めておりますから、漸次石油に押されてきた。もちろんそれ以外の要因もございまして。しかし、実際問題としては、北海道の暖房用炭は値下がりをしていないわけですね。千二百円の引き下げをして、さらに三百円の引き上げをしましたけれども、実勢価格としては引き下がっていないわけですね。ここに一つの問題があると思うのです。ですから、北海道のような場合には冬は暖房用炭をたかなければならぬわけですね。しかも、国家公務員にも石炭手当を出しておるわけですね。何も石油手当を出しておるわけではない。燃料手当ではない、石炭手当ということを出しておるのです。そう考えていきますと、この面の改善の方法はあるのではないかと。しかし、これは業者からも積極的な案を出させる必要があるでしょうし、また各官庁、民間の場合においても石炭手当は出しておるわけですから、そういう面で総合的に暖房用炭の確保をはかっていく方法は、もう少しダイナミックなものごとを考えていけば必ずその方法はある。そのための対応策をとればいいのではないかと。と思うわけですね。一応北海道自体としてもそういう問題がいろいろあったわけですね。なかなかそれが前進をしない。しかし、世帯数が漸次細分化されていきますから、北海道の人口はそうふえないけれども、世帯数はものすごくふえておるわけですね。それは燃料消費が漸次拡大されていくことを意味しておるわけですね。従来まではあまり

努力しなくても5%程度くらいは需要増があった。社会増があつて、ある地域は、大体年率一〇%の需要増が見られたのが、今日では横ばいの現象になっておる。これは従来のシステムに安住している結果にはかならないのではないかと。思うわけですね。この点の改善についても十分考えるべきではないかと、検討してみようではないかと。ですから、私がいま申し上げました一連のこの流通関係の改善を実施していけば、相当合理化されていく、そうして消費者と生産者との利益がその面で確保される。これをやらなくては石炭政策は終わらないわけですね。

きょうは時間ありませんから、合理化法のとくにこれに関連する資料を出してもらつて議論したいと思いたすので、検討方を要望して終わりたいと思いたす。

○多賀谷委員長 午後は零時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時六分開議
休憩前に引き続き、会議を開きます。

石炭鉱業再建整備臨時措置法案に対する質疑を続行いたします。岡田利春君。

○岡田(利)委員 午前中若干需要の問題について触れたわけですが、特にこの際通産大臣に見解を承りたいわけですね。昭和四十五年の一般炭の需要は、御存じのように電炭、九電力で三千万トン、したがつてあと七百万トン程度、それぞれ企業努力でこの販売を行なう、こういう想定に立っているわけですね。そういういたしますと、電力用炭の場合には、その大宗が各電力会社にそれぞれ一般炭が割り当てられるわけですから、したがつて現在の電炭会社の場合には、私どもとしてはそれに調整機能を持たしてはどうなんだろうかと。たとえば中小炭鉱でもいま八十より少ないわけですね。したがつて中小炭鉱が従来のようにその石炭を商社

に売つて、商社から電力会社に納める必要はもはやないと思われまう。どここの炭鉱の出炭規模はきまつてくるわけですね。そうして昭和四十五年には三千万トン電力関係に振り向ける、こうなつてまいるわけですね。間接的な流通関係のむだなことをやめて、直接山から電炭会社を通して電力会社に納める。そうしてすでに電炭会社は貯炭融資等の機能を若干持っているわけですから、大体長期取り引の契約のうち、上期、下期もしくは四半期ごとに、その八割程度は電炭会社が受けておいて、そして各電力会社に供給をする、こういう体制をとることによつて、非常に一般炭の需要の面は安定してくるのではないかと、こう私もは考へるわけですね。

なぜこう申し上げるかといふと、いまの出炭規模の中に、私の判断によればこれは雑炭が含まれておると見るわけですね。そしてそれが普通本来であれば雑炭であるが、商社の手に渡り、商社にはある炭とこれをミックスして、五千なら五千カロリーの炭をつくり上げるわけですね。そういたしますと納炭の場合は、精炭として納炭されるわけですね。実際これは行なわれておるわけですね。しかしいま申し上げましたように、三千七、八百万トン程度のうち、三千万トンは電力にたくんだ、政策需要であるといふことになれば、せめてこの間だけでも流通を合理化するといふ線が出てまいりまうと、肝心かなめのところには政策が何ら及ばない。しかも本委員会ではしばしば問題になり、またこれについては本委員会の決議もありますし、また歴代の大任からも、この面については積極的に進めようといふ強い答弁があることは、議事録で明らかになっておるわけですね。これはほんとうにやる気を起こさなければいけません。たつてもできませんし、若干のそういう商社の問題もございまして、時間を要する面はわれわれも理解できるわけですが、問題は、やるという設定をして、やることに着手するかどうか、ここに私はかかつておると思いたすので、この点大臣の見解を承つておきます。

○青野国務大臣 岡田委員のお尋ねは、流通機構の一元化と申しますか、簡素化と申しますか、そういうお尋ねかと思いたすますが、この石炭の流通機構については、伝統的にいろいろ複雑な系統が今日までに発展してきた、こう思うのでありまして、この流通機構を一元化したほうが、あるいは簡素化したほうが、もちろん石炭を消費する人の側にとつてもいいし、また炭鉱経営者にとつてもいい点があると思いたす。しかしまたこの流通機構の中に関係してある人々も相当少なからずあるのであつて、それによつて生活しておる人もありますから、したがつてこれが整備ということ、言うべくしてなかなか困難なことじゃないかと思いたすのでありまして、理想としてはこれを簡素化し一元化すること、これが理想でありますけれども、これを解決するについては、やはりそう短期間で解決するといふことは困難ではないかと、私はこう考へておるのであります。しかし御承知のとおり、これは一般炭の消費という立場あるいは生産という立場からこれを簡素化すること、これは絶対必要条件であるといふことは私どもも認めておりますから、今後はこういう問題についてもむしろ積極的に臨むべきじゃないかと、こう考へております。

○岡田(利)委員 私がいま質問しておりますのは、まず電力用炭に限つて話をしているわけですね。ですから、四十五年には一般炭は、三千万トンが電力用炭に納まる、そしてあと七百万トン程度はそれぞれの企業が努力をして販売をするといふことなんですから、しかも大手の場合には、電力会社に直売ですよ。ただ中小炭鉱とかいろいろな面があつて、あるいはまた従来は大手が炭鉱を経営しておつた。百五十万トンの生産もあつた。ところがスクラップ・アンド・ビルドの政策で炭鉱はほとんどない。しかし権利というものはあるわけですね。これはそうむずかしい問題ではないわけですね。伝統というのは変わつていくわけですね。従来と違つたわけなんですから、三千万トンの電力用炭に限つて、これは完全に流通は合

理化はできませんし、簡単です。問題は、やる気があればできると思うのです。ただ、いま大臣が言

われておる中で、一般の企業努力で売る場合にはいろいろあります。またこれからはさらに新たに需要開拓で努力をしなければならぬ面もあるでしょうし、あるいは北海道のような暖房用炭の場合には、夏場かかえて需要期に売る。このために貯炭としてささなければならぬ、こういう問題もあるわけです。しかし私は、電力用炭に限っては、これは当然改革をすべきだと思ひます。そのことによって混乱は起きないと思ひます。どうして混乱が起きるのかわからないわけです。実際は、行なわれておるのは、中小炭鉱の炭が、その権利を超過して、トン当たり百円くらい、まあ権利料ですか、こういうものを払ってやっています。電力会社に石炭を納められておるわけですよ。政府がこれだけの政策を出して石炭企業というものを近代化し、安定化しようとするならば、しかも三千万トンの政策を、需要をつけて安定させようとするのでありますから、その中身もやはり当然改めるべきものは改めなければいけません。その場合には混乱は起きないと思ひますが、いかがですか。

○菅野国務大臣 いまのお話の電力会社が購入するところについては、購入先が確定しておるとい

たいと思ひます。総理が参られましたので、さっそく総理に質問をいたしたいと思ひますが、総理は石炭に非常に関心を持たれておると私は思ひます。特に最近中近東動乱が発生しまして、わが国のエネルギー問題についてもさらに検討を深めるといふ必要感を私も感じておるわけです。また御存じのようにエネルギー答申もすでに出されておるわけですから、これは単に石炭という問題ではなくして、エネルギー答申が出され、エネルギー全般についていろいろ施策を具体的に積極的に展開しなければならぬのではないかと、このように私は考へるわけです。そういう意味で、今日の内閣の中にいわゆるエネルギー関係の閣僚会議等を設定して、すみやかなものはすみやかな対策を立てていく、長期的なものについてもエネルギー答申にかんがみてこの具体化の方向を示していく、こういう積極的な姿勢が、高成長を遂げつつあるわが国の経済、産業体制の中ではどうしても必要ではないか、かように考へるわけですが、総理の見解を承りたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま御提言が一つあったようにですが、同時に私どもの基本的な考え方についてどう考へるかという御懸念からかとも思ひます。私も岡田君が苦勞をされたように、石炭対策にぜひぶん長い間苦勞をされてまいりました、大蔵大臣、通産大臣、さらにまた今度は総理として、過去の答申があるたびに私が関係しているようなことでもございます。したがって石炭産業のあり方、また現在当面しておるきびしい情勢下に置かれておることもよくわかつたつもりでござい

に追ひ込まれてまいると私は思ひます。そういう意味で、この答申の具体化がおくれているという点で、そういうアフターケアを行なう場合には、年度途中であつても行なつていく、そういう積極的な御意思をお持ちになつておるかどうか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 岡田君の言われるように、ものの考え方として、その時期よろしきを得ればあまり大きな出血をしなくて済む、これはそのとおりだと思ひます。したがって、今日この石炭産業の再建方向、これは確立されたことは私は思ひます。特に特別会計をつくったことなどは大英断だ、みづからつくりながらみづからはめておるような次第ですが、しかし、同時にまだまだ非常に衰弱した石炭産業、これにたまたまのような施策だけではどうもカンフルの効果があらがらないんじゃないか、こういう懸念もある。今回の春閣などについていろいろ模様を見ましても、まだまだ十二分に効果があらがった、かように私は思ひます。十二分、そういう意味で、いま言われるように、いまこゝろの手を打てばより効果があらがる、こゝろのものがあれば、私どももそういうものを採用するにやぶさかではございません。

○岡田(利)委員 特にこの点については九州、北海道の出炭量というものが変わつてまいりますから、これは原料炭においてもしかりです、一般炭においてもそうでありますから、そういうバランスを、ぜひひとつそういう面について御検討願ひ

たいと思ひます。総理が参られましたので、さっそく総理に質問をいたしたいと思ひますが、総理は石炭に非常に関心を持たれておると私は思ひます。特に最近中近東動乱が発生しまして、わが国のエネルギー問題についてもさらに検討を深めるといふ必要感を私も感じておるわけです。また御存じのようにエネルギー答申もすでに出されておるわけですから、これは単に石炭という問題ではなくして、エネルギー全般についていろいろ施策を具体的に積極的に展開しなければならぬのではないかと、このように私は考へるわけです。そういう意味で、今日の内閣の中にいわゆるエネルギー関係の閣僚会議等を設定して、すみやかなものはすみやかな対策を立てていく、長期的なものについてもエネルギー答申にかんがみてこの具体化の方向を示していく、こういう積極的な姿勢が、高成長を遂げつつあるわが国の経済、産業体制の中ではどうしても必要ではないか、かように考へるわけですが、総理の見解を承りたいと思ひます。

○岡田(利)委員 石炭答申が行なわれて、政府はこの答申に基づいて石炭政策の抜本対策として予算及び関係法案を提案されておるわけです。ただ残念なことにはこの答申が行なわれて政策の具体化まで約二年近くズレが生じているわけです。したがって、この政策でいまの石炭産業が一応想定する方向でスムーズに安定していくことは、やはりズレがありましたが、非常に困難が伴つてきているのではないかと、こゝろでは判断せざるを得ないわけですね。しかし、政府は、これだけの思い切った施策で石炭産業の安定をはからうという決意を示されておるわけですから、その意味で、四十五年を目ざして石炭産業の長期的な安定の基礎というものをつくり上げるんだということであるならば、当然その間必要なものについてはアフターケアを進めるべきではないか、そういう積極的な迅速な手段をとらなければ、あとから相当大きな手直しをしなければならない、こゝろの状態

○岡田(利)委員 いま総理からもお話がございしたけれども、石炭産業の安定には雇用の安定というところが不可欠であることは御承知のとおりであります。しかも、今回の春閣についても総理が非常に関心を示されたことについて私どもも尊敬

を要はいたしておるわけですね。しかし、その結果、労使の間でできたのは七・四％、管理炭鉱の場合には三・五％の賃上げで妥結せざるを得なかったわけですね。しかもこれは労使間で自主的に解決をした、こう申しますけれども、今日石炭産業の置かれておるきびしい条件の中で、できるだけ紛争は避けなければならぬ、こういう意思が短時間で解決に導いたと私は思うわけですね。しかし、今日の客観的な情勢等を判断いたしますと、これでいいというぐあいにはすなおに喜んではおられないのではないかと。そういう意味では、年金等もできて、将来中小炭鉱から閉山になっても炭鉱に再び就職をする人も出てまいるのでしょうけれども、何といたしても雇用の安定は、客観的にはほゞ妥当な線に近い賃金を保障する。地下労働者がゆえに、特にこの問題は大事であると思うわけですね。

そういう点で特に総理の、雇用安定、労働力の確保という面について、この再建計画が示している七％、三％について、めどではございますけれども、もう一步客観的な趨勢に合致して弾力的に受けとめていく、こういう点についてぜひひとつ理解を賜わりたいし、御見解を承りたいと思うわけですね。

○佐藤内閣総理大臣 今回の春闘は、他の産業に比べてまして石炭関係は労使双方ともたいへん苦しい実情にあったと思います。しかし、両者が話し合いによって妥結したことは、とにかく私はたいへん喜ぶべきことだと思います。しかし、他の産業に比べてみて、かつての第一、二というようなところであった産業であるだけに、今回の落ちつきについては私もほんとうに同情しておる次第です。

ところで一番問題になりますのは、現に成績をあげた炭鉱、非常な出血までして労働者の協力を得て生産の実績があつた十分余力のあるところ、またせつ々しく努力はしたが、まだ置かれておる地理的条件あるいは炭層その他の条件で、思うように生産あるいは成績をあげ得ないというよう

炭鉱もあるわけですね。そういう努力が大きい、それに報いられておらないというものもあるように見受けるので、この辺は一樣に石炭産業のあり方が今日の状態だと言つてみるわけにいかぬと思うのです。

そこで今後の方向として、雇用の安定をはかる、また待遇の向上をはかる、そのためにどうしても要求されるものが経営の合理化だろうと思うのです。そういうことを、経営者ばかりの責任ではなく、労使双方がほんとうに、いま炭鉱業の置かれておるその立場に十分の理解を持って、相互に協力することが一番必要じゃないだろうかと思うのです。

私は、春闘自身がおさまったことは、労使双方がその立場において相互の理解がもたらしたこの春の成績だ、かように理解しておるので、そういう意味ではたいへんけっこうだと思つてゐます。今後長い苦しいそういうような関係が続いていくのではなからうか、かように思います。したがって、政府自身が、雇用の安定をはかり、労働者の福祉向上、さらに賃金の向上等に努力をしていくということだが、その基本においては、労使双方がさらに成績をあげる、いかにして近代化をはかつていくか、いかにして能率向上をはかるかという、そういうところで合理化に努力してもらいたい、実はかように思つてゐます。この点は私は別に理屈を申すわけがあるいは議論するつもりで申すのではございません。ことに春闘がああいうような成績でおさまったことが、そのりつぱな労使双方の理解のもとに、合理化の方向で努力するということがあれば解決ができたのだ、かように思いますから、これでもう多くを言う必要はないと思つておるのです。しかし、いま石炭業が置かれておるその状況を考えると、今後の長い努力を必要とするのではないだろうか。そういう場合に、政府が、この両者に対してあたたい思いやりでどういう施策をするか、また政府の責任も果たさなければならぬけれども、三位一体となつてこの窮境を打開すべきじゃないか、かように私は思

うのであります。

○岡田(利)委員 本年度中小炭鉱及び大手炭鉱の再建炭鉱に対しては、安定補給金も出すことになり、すでに石炭会計で予算が決定されているわけですね。一応このめどはトン当たり百二十円ということでは二十五億円が計上されておるわけですが、しかしその対象になる炭鉱の出炭総数等から考えても、これは弾力的に運用できるものと考えるわけですね。したがって、この安定補給金については二十五億円を財源として弾力的に運用される御意思でおられますかどうか、この機会に承つておきたいと思つてゐます。

○佐藤内閣総理大臣 これは、もうすでに一度具体的にこの問題と取り組んだように、私思い起こすのであります。したがって、百二十円ということにきづけることはなかなか困難な状況のようにお見受けしております。しかし、ただいままきまつたその二十五億円というそういうものが、予算が決定した後でございまして、それをふくらますということはなかなか困難かと思つてゐますが、しかし百二十円そのものについて、これは弾力的に考えてしるべきだ、かように私は考えております。

○岡田(利)委員 そういたしますと、このワク内で百三十円になることもあれば百四十円になることもあつて、こういう意味ですね。

○佐藤内閣総理大臣 そういう点は担当事務当局が十分心得て指導するようでございますから、ひとつ事務当局の……。どうも総理がそこまでやれませんか。

が困難であれば、ある程度強制を伴う措置をして、も炭鉱の調整をはかるべきではないか、これが第一の問題だと思つてゐます。

それから第二の問題は、中小炭鉱及び大手の一部ではその採掘場所の合併、あるいは中小企業の場合には、企業が合同することによって長期的にしかも計画的に石炭の採掘が得る箇所もあるわけですね。こゝまで政府も本策を考へられたわけですから、こういう企業の合同もしくは協業といふことが、こういうところまで踏み切つて長期的に安定させることによって、地域経済に貢献する度合いというものは非常に高まつてまいると考えるわけですね。

それから第三には、需要の確保については政策需要をつけておられますが、この流通関係を合理化する。もう第三者を入れて石炭を掘らなければならぬ時代は過ぎたのでありますから、電力は三千万トン、原料炭は鉄鋼関係に政策需要としてつけられたわけですから、これが山元から直通で電力会社あるいは鉄鋼各社に供給をされ、そうしてそれが相互信頼の上に保障される、こういう点の積極的な施策というものがこれから進められてまいらなければならぬのではないかと。

それから第四点については、流通機構の合理化問題であります。いままでずいぶん取り上げられてまいりましたけれども、さらに一そう原料炭の部分で見れば一千万トン程度は北海道で原料炭が産出をされる。したがって、原料炭産出の九州、北海道の比重が逆転をするわけでありまして、北海道の原料炭は中国の本島までおそれく供給しなければならぬ、そのことによつて炭価が下がり、運賃が増大をする、こういう新しい問題がこれから出てまいるわけですね。したがって専用船の問題、この運賃の補給等の問題を一体どう対処するか、こういう問題がこれから私は出てまいらうと思つてゐます。それと同時に石炭企業の努力による末端流通機構の協業化とか、できるだけ簡素化をしていく、こういう企業の努力というものが吸い上げられてこなければいかぬのではないかと、こ

いう流通機構の改善ということが、これから第四点として重点施策になってまいらると思ふわけだ。

さらに第五点としては、炭鉱は御承知のように非常に自然条件が急速に変わる性格を持つておりますから、ビルドの安定している山といえども、ある一定の地域に参りますと石炭がなくなる、断層が新たに出来る、そのことによって生産体制というものがくずれていくという、こういうことがしばしばあるわけです。ですからそういう安定的な山においても、実際の採掘計画を立てるためには、どうしても坑道探査を強化する、実際に二、三年後の地域のボーリング等をして炭層状態を精査することが、炭鉱経営の安定、生産の安定のためにはどうしても私は必要であると思ふわけだ。

大体、この五つの点が、これからの政策として考えられなければならないのではないか、このように考えるわけですが、この点は細部にわたりますので、総理からは総括的に御答へ願つて、原則的な面については大臣、石炭局長から御答へ願いたいと思ふわけだ。

○佐藤内閣総理大臣 岡田君から、さすがに苦労されているだけに現実の問題として幾つも具体的にあげられました。私どもの耳にしばしば入るのは、その第一に言われました鉱区の調整の問題であります。これがもう世論にもなってきたんですから、業界そのものも自主的な調整に乗り出しておるようです。しかしこれで満足ではない、いま示唆されるように、時に強制力をも国が持つてやるべきじゃないかという、こういうような点は今後のひとつ検討に待ちたい、またまかしていただきたいと思ふ。

またその他の問題で需要の確保の問題、これなどはいまも五千万トン以上の出炭という、その点から原料炭をはじめその他の燃料炭につきましても、特別な確保方策をとっておりますから、そのために必要な、たとえば山元発電その他のことも考えられておるようですが、そういうこまかな点

も具体的にどんどん進めていかなければならぬだろうと思ふ。

もう一つは、新しい石炭山を発見する、その意味の探鉱をひとつ積極的に行なへ、これなども私は当然考えなければならぬだろうと思ふ。また五つばかりについて御指摘になりました、そのいずれもが最も大事なことであります。今日当面する石炭産業の今後のあり方について、私どもこういういま御指摘になりましたような点を前向きに取り組んでいく、そういうことでなければならぬと思ふ。そういう意味で、さらに政府も御鞭撻をいただきたいと思ふ。何をやるにいたしましては業界の積極的な協力を得るようなそういう方向でこの問題を掘り下げていかなきゃならぬ、かように私は思つております。

いろいろ産業自立ができない場合に国が補助しておる、そういう例は幾つもござります。今回の石炭産業に対する国の補助も、私はずいぶん大きいと思ふ。しかし他の産業を見れば、あるいはもっと手厚い保護をしておるんじゃないか、こういうことも考えられませんが、しかし何よりもぜひとも国内エネルギーとして確保しなければならぬものだし、同時にまたその方々がみずからまず第一に自立しよう、こういうことで立ち上がるその意気込みがなければならぬ。私は幸いにして、いま石炭業界はそういう方向に行つていて、思ひますので、政府がさらに力をかすべきだ、そういうことだ、かように思ふ。

一々こまかな点についてお話ししたとせんけれども、御指摘になりました点はいずれも重要な事項でありますので、前向きにひとつ積極的に取り組むことになつたと思ふ。

○岡田(利)委員 時間がありませんから、終わります。

○多賀谷委員 田畑金光君。

○田畑委員 二点総理に承りたいと思ふ。時間がありますので、私の質問したい二つの点だけを申し上げて総理のお答をいただきます。

石炭産業の安定は今日の時点で見ますと

需要の確保以外にない、こう見るわけだ。昨年の七月の答申を受けて政府は昨年の八月石炭政策についての閣議決定をなされたわけであり、それは五千万トン以上確保する、こういうことを明確にうたつておられるわけだ。その後しかしまだ一年も経過してありませんが、本年の三月の貯炭を見ますと、業者の手持ち貯炭だけで六百万トンを超えておる。消費先の貯炭まで入れますとこれ千二百万トンあるいは千三百万トンの貯炭があるというのが現在の実情です。いまお話にもありましたように、原料炭は特に今日景気の好況、鉄鋼需要の増大のために需要がふえてまいつておりますが、問題になりますのは一般炭の需要の著しい減退ということだ。昭和四十一年度一般炭の需要減は二百五十万トン、四十二年度は二百六十万トン、四十三年度も二百五十万トンの需要減ということが政府の見通しとして出ておるわけでありまして、こういうようなことでは石炭産業の自立安定ということはどういふ期待できない、このようにならうと思つております。

そこで、需要確保の唯一の道は、やはり一般炭については電力その他政策需要を確保する以外にないわけでありまして、でありますから昨年八月の閣議決定においても電発の石炭専焼火力の二基を急速に建設に入ることをうたつております。また昨年六月のこの衆議院特別委員会における三党共同決議案の中でも、電発の火力専焼八基建設を強く打ち出しておるわけだ。ことに、私は常磐炭田におりますが、常磐炭田にとりまして、これはかつて総理が通産大臣をやられたころいろいろ手がけられたものと思ふが、常磐共同火力の問題であります。昨年の十一月から十七万五千キロの第六号機が操業に入りまして、年間常磐共同火力一社だけで百八十五万トンの消費になつておるわけだ。さらに二十五万キロ一基増設すれば、おおよそ常磐炭田における石炭の需給の安定ははかれるのじゃないか、こういうことになつておりますが、私は一例を常磐地域にとつ

たわけでありまして、このような産炭地に電力をさらに増強する、揚げ地発電を増強するということが今後の需要確保の大きな道だと考えておりますので、この点についてひとつ総理の見解を第一に承つておきたいと思ふ。

時間がありませんのでこの際まづお尋ねしておきますが、第二に石炭産業安定の抜本策は、申すまでもなく、いま申し上げましたように昨年の七月の答申に基づいていろいろの予算なり法律なりがこの国会で審議され、あるいは成立を見られたものもありますし、審議途上にあるものもあるわけだ。しかし、政府が抜本策の必要を認められて石炭鉱業審議会に諮問されたのは一昨年の六月、三不産産大臣のときです。そこで石炭鉱業再建整備臨時措置法という法律もやがて成立を見られると思ふが、このような法律が成立を見て実際に個別企業にそれぞれの政策効果が出るのは本年夏以降、したがって、政府の諮問案を出されてから實際政策効果が出るまでは二年の時間が経過しておるわけでありまして、そこにやはり政府の施策が常に手おくれになつていくというのと、後手後手になつておるということはいふにない事実です。

なるほど本年度石炭対策特別会計には五百二十億の予算が計上されて、これによつて石炭施策も相当前進すると思ふが、先ほど指摘されました再建資金の問題を見ましてもあるいは安定補給金を見ましてもあるいは電発出資などを見ましても、通産省の当初要求した予算が相当後退しておるわけだ。この事実が否定できないと思ふわけだ。かくて今日個別企業においては、つなぎ融資の問題なり、貯炭融資の問題なりあるいはまた中元融資の問題などで非常に苦勞しておるわけでありまして。幸いに今回設置された石炭特別会計の財源は申すまでもなく重原油の輸入関税を基礎にしておるわけでありまして、この財源が、これは四百七十五億、来年は五百五十九億、あるいは四十四年は六百十九億、四十五年は六百七十九億と大蔵省の試算によれば計算が出ておるわ

けでありまして、したがって、私的に総理にひとつ考えておいていただきたいことは、今回のこの国会で審議されておる予算や法律の一連の施策によって石炭政策が一応これで事足りるという気持ちで取り上げられては非常に問題だと思ひます。したがって、今後、いま申し上げたような諸般の事情を考慮しまして、石炭政策についてはさらに積極的に前向きに、単にアフターケアというふうな意味だけでなく、もっと積極的な意味においてこれに取り組まざることを強く総理も念頭に置かれて善処されたいと思ひます。総理の見解を承りまして、私の質問としておきます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど岡田君にお答えし、いわゆる五千万トン以上の出炭確保といいますが、そういう点から見れば、政府が需要を喚起しなければいかぬ、こういう基本線はとつておるわけです。いまでも山元発電をいろいろ計画をしまして、そうしてそれが実効をあげておる。したがって、ただいま言われますように、さらに需要確保の面においてわれわれが努力するとすれば、火力発電、そういうものを計画することだ、かように思ひます。一般的には十分ひとつ経済条件に合うようにまたいろいろくふうもしていただきたい、かように思ひます。

問題は、先ほどお尋ねがありました、やっぱり他のエネルギー源と比較したときに、政府が補助いたしたとしてもどうも思うようにはいかないという場合がある。そういうときにはあきらめてもらわなければならぬと思ひますが、この政府の補助をも勘案していただいような必要な需要を喚起するということに一そう努力する、こういう考えでございます。

第二の問題として、政府の対策はどうも後手後手になっておるといへんおしかりを受けた思ひますが、これは岡田君からもおしかりを受けた思ひますが、実は与党からも絶えず政府が鞭撻されておるのではありません。そうして、ことに石炭産業はたゞいま当面しておる非常な苦しい状況にある。それ

は、先ほど岡田君が指摘されましたように、打つ手その時期よろしきを得ればその十の努力が十二の効果をあげるのじやないか、こういうような意味で与党からも絶えず鞭撻を食は受けておるのであります。したがって、ただいまのお話もそういうような意味に私は伺ひまして、今後とも積極的にこの問題と取り組むというのを御了承いただき、政府を御鞭撻賜わりたいと思ひます。

また、たびたび石炭対策審議会を設けて各界の意見を聞き、同じようなことを実は三回もやる、実はほんとうに恥ずかしいことでございまして、そのつど、今回が最後だ、最後だ、こう言つていふ問題が起らないようにというので対策を立てたのであります。しかし、世の中の進み方、変化は私どもの想像以上でありまして、そのときはりつぱな画期的な対策だと思つたものが、もうその後数年たつたなうちに時期おくれというふうなものになっておる。したがって、今回の対策にいたしまして、これで安んずるような気持ちは毛頭ございせん。この産業の持つ意義、価値等を勘案いたしまして、政府は絶えず前向きにこれらの産業の育成強化に努力する。ただいま御指摘になったとおり、私も同感でございます。

また、これはどうもこの際この委員会を通じてさような点を申しては誤解を受けるかわかりませんが、この石炭産業に取り組む各党の態度を見て、ほんとうに超党派的に結論を出そうというように見受けられます。そういうことでございすだけに、政府もこれに積極的に取り組まなければならぬ、かように思つております。ありがとうございます。

○多賀谷委員長 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時五十二分休憩
午後三時十五分開議
○多賀谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。
石炭産業再建整備臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。
本案については、他に質疑の通告もありませんので、これにて質疑を終了するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○多賀谷委員長 これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。三原朝雄君。

○三原委員 私は、自由民主党を代表いたしましたし、石炭産業再建整備臨時措置法案について賛成の討論を行なわんとするものであります。

御承知のごとく、わが国のエネルギーの現状は輸入の依存度が高くて高く、今回の中近東の紛争を見るまでもなく、有事の際におけるエネルギーの確保が憂慮されるところであります。したがって、国産エネルギーの確保によって、エネルギーの安全保障をはかることは、近代国家においては至上の国策となっております。わが国におきましては、かかるエネルギーの安全保障の見地からばかりではなく、国際収支、地域経済など、国民経済的観点からも、国産エネルギーの大宗であります石炭を確保し、国の安全保障をはからなければならぬことは言うまでもありません。

しかるに、わが国の石炭産業は世界的ともいえるエネルギー革命のあらしを受け、そのさなかに急激かつ大規模な閉山を行なうなど、各面にわたる合理化を行なつたのであります。その経営基盤の悪化は、きわめて憂慮すべき状況に置かれており、崩壊の危機にすら直面いたしておるのが現状であります。

本案は、叙上の観点に立ちまして、国産エネルギーであり、石炭の確保を行なわんとするものであり、昨年の石炭産業審議会の答申を基調と

し、まず企業の経営基盤の回復をはかるため、異常債務について元利補給金に関する制度を設け、その適用を受ける会社について、経理の適正化をはかるための措置を講じ、石炭対策を強力に推進しようとするものであり、時宜を得た画期的な法律案であると思ふものであります。

われわれといたしましては、本法律案が一日も早く国会を通過し、施行されることを心から念願をし、簡単ではありますが、賛成の討論とするものであります。(拍手)

○多賀谷委員長 渡辺惣蔵君。
○渡辺(惣)委員 私は今日まで審議が続けられてきた石炭産業再建整備臨時措置法案の質疑の終了にあつて、日本社会党を代表して、本案に対する反対の討論を行なうものであります。

本法案は石炭産業審議会の第三次答申に基づいて、昭和四十五年を目途として、その抜本的確立をはかるという意図のもとに、いわば政府としては、石炭政策に対する最終的ともいふべき方向を打ち出したものであつて、この特別国会に提出されている石炭特別会計法、合理化法、離職者法、鉱害法、労働者年金法等の一連の関係法律案の骨格をなすものとされておりますので、私どももまた前後十七回の長時間にわたつて、あらゆる角度から慎重なる検討を加えてきたのであります。

石炭関係の法律制定を歴史的に考察してみますと、昭和三十年八月十日に施行された石炭産業合理化臨時措置法の制定以来、数次にわたる合理化のあらしに対処するために、次々と法律が制定され、鉱山保安法等の関係法律を合すれば、本国会提出の関係法案とともにまさに二十なんんとしておるものであります。一産業に対する関係法律の多いこと、その管掌の分野と施策が多岐にわたつておること、予算が大量に投入されておることは、私企業に対する国の産業政策上からも異例に属することであり、それにもかかわらず、今日まで数多く制定されてきたこれらの法律のほとんどが、石炭産業の合理化と再建を指向しながら

常に現象のあとを追いかけて回してアフターケアに終始し、前向きな対策はいつも後手に回り、せっかくの努力にもかかわらず焼け石に水のように、実効をあげる事ができぬままに石炭産業を今日の危機的段階に追い込んでしまったことを、この際政府並びに関係機関に対して深い反省を要求するものであります。

本案については四月二十八日の本委員会において菅野通産大臣はその提案理由の説明の中において、「その中でも最も重要なかつ画期的な施策といえまして、石炭鉱業の過去数年にわたる急激かつ大規模な閉山合理化過程において発生した過重な負担を軽減するため、約一千億円の借り入れ金を財政資金により肩がわりする措置を講ずることとしております。この肩がわり措置は、現在の石炭鉱業の危機が特に資金経理面の悪化に集約的にあらわれており、過去の資金経理面における過重なる負担を取り除かない限り、石炭鉱業の経営基盤の回復は不可能であり、将来の再建もあり得ないことに着目いたしまして、このような思い切った措置をとることとしたのであります。」と述べておられることによっても、政府としては本法案によつて石炭産業の再建のために画期的な思い切った施策を打ち出したと見え、これに石炭産業の命運をかけている姿勢をうかがえるのであります。

この通産大臣の説明にも明確に示されているとおり、本法の任務は石炭資本に対する債務の肩がわりによる整理救済とその指導監督に終始しているものであって、緊急やむを得ない処置であつても、それは明らかに石炭企業に対するアフターケアであり、再建整備法の名に値する前向きの積極政策の姿は全く失われているのであります。ことにこの一千億に及ぶ財政資金による肩がわりの恩恵は、そのほとんどが大手炭鉱会社に占められ、全国八十を数える中小炭鉱の中でこの法の適用を受け得るものは十五社程度とされ、北海道では二、三社にすぎないだろうと言われているのであります。すなわちこの再建整備法は石炭産業にお

ける個別企業の救済であつて、いわゆる産業政策とははるかに縁遠いものであります。言いかえますれば、石炭産業の自立経営の確立の名目のもとに、炭鉱労働者に不当にして過重なる犠牲をしいながら、石炭産業の将来を指向するよりも、当面する石炭資本の金融難の打開を口実にして、実質的には借入金のかげつきによつて金融を拘束しようとする、いわゆる金融資本の救済策に利用される危険を持つていふことを見のがすことができません。これをもつて石炭産業に対する最終的な抜本的ないわゆる再建整備と称することは断じて了解することができないのであります。

本委員会においては、本法並びに関係法律案の審議の過程において、石炭産業再建に関する長期の見通し、特に昭和四十六年度以降における五千万トン生産体制の維持とエネルギー総合計画における石炭の位置づけ、その長期展望の見通しについて、各委員からきわめて熱心にあらゆる角度からの質疑が行なわれましたが、それにもかかわらず、月余にわたる審議を通じて何らの具体的な見通しについての責任ある答弁が得られなかつたことは、おのずから再建に対する本法の限界を示すものであり、いわゆる再建整備の過程と実施後の将来に対してぬぐい切れない多くの不安を残すに至つたことは、はなはだ遺憾とするところであります。

ことに石炭答申においては、昭和四十五年度を目途に五千万トン体制を押しつけながら、一方総合エネルギー答申においては何らの具体策も示さないままに、昭和六十年においても依然として五千万トンの自立経営出炭規模を掲げておることであり、

国内原料炭の不足を補うためにばく大なドルを放出して、オーストラリアその他はるかなる海外からの千二百万トンに及ぶ大量の原料炭の輸入を継続しておるのであります。そうしてその対策としての国内粘結炭の増産は遅々として進まず、よりやくわずかに大夕張、有明開発にお茶を濁し、海外からの原料炭輸入の長期計画を不動の体

制として再建整備計画の推進としておることは、われわれにとつてどうしても納得しかねる問題であります。

一般炭においてはさらにははたしい現状に放置されております。現在の時点において六百万トンの貯炭をかえて苦惱する石炭産業を目前にしながら、電産、電力会社の引き取りや貯炭対策を示さず、その異常貯炭の重圧は、千二百円引きさせている今日、さらにダンピングのおそれなしとしないのであります。しかもその流通部門において、石炭銘柄は今日なお二千余に分類され、その輸送面においては北海道の石炭が九州へ、九州の石炭が東京へと、多額なる輸送費をかけて交錯し、市場の争奪戦を展開し、無秩序な販売合戦が続けられておるのであります。これでは再建整備計画はざるで水をすくうようなものになるのであります。

政府は石炭鉱業に一千億円もの大量投資を行なうとしながら、何ゆえにこの明白なマイナスを処理しようとしなかつたのか、何ゆえに流通機構整備に対する抜本策を講じようとしなかつたのか、全く理解に苦しむところであります。

この政府の石炭鉱業再建整備が推し進められておる過程において、政府の熱心な施策にもかかわらず、各所に労働倒産の声が起つております。

一千億円の財政投資をしながらその半面において労働倒産の声が聞かれるのは、この法案が金融資本の救済に力点が置かれて、石炭産業のいまいちである労働者の現実の生活や欲求を無視しているところにあるからであります。他産業労働者が一三、四、四、五千円のベースアップが行なわれておる今日の世に、ひとり炭鉱労働者だけがわずかに七・四％程度しかアップしないのであります。ウナギ登りに上がる物価高の渦中に、低賃金と重労働、過度の継続的な残業、相次ぐ災害に生命の危険を感ずる炭鉱に働いて、その最低生活さえ保障されないで、どうして炭鉱再建のエネルギーを期待することができましようか。石炭産業に従事する熱意を失なわせ、当初の予測に反して

若年労働者の他産業への大量流出が行なわれ、現実の山は平均年齢四十二歳という中高年齢層のみとなつて、その悪循環が反復して、さらに生産の低下と労働災害を誘発する結果となつているのであります。

かつて合理化法制定直後の昭和三十三年には二十九万八千人を数えた炭鉱労働者が、現在では九万六千人に激減しているであります。その反面、石炭の生産は当時の五千二百萬トンから今日五千三十萬トンの体制にあり、まさに一人当たりの出炭率は一四・六トンから四三・九トンにはね上がつているのであります。この現実を見ても、炭鉱労働者にいかに過酷な負担と犠牲が加えられているかを知ることができるのであります。

再建整備計画は、過去のあと始末だけに追い回されてアフターケアだけに足踏みすることなく、積極的に前向きの姿勢に切りかえて、炭鉱労働者が安心して石炭産業の再建に挺身することができよう、せめても他産業レベルの賃金と、その労働政策を同時並行的に打ち出すことこそ当面の最も緊急なる課題であります。

石炭産業がこれほどの危機に直面しながらも、いまだに政府も炭鉱経営者も目前の利害のみにとらわれて、これを文字どおり技術的に解決しようとする危機意識に欠如していることは、私どもの大きな不満とするところであります。

石炭産業が当面しているいま一つの最大の危機は、鉱区が分散化されて思い切つた整理統合がほとんど行なわれていないこととあります。鉱区が分散し、私有化されて統合調整が行なわれないために、わずかに直径十二キロくらいずつしか離れていないところに各社がばらばらに何十億円もかけて立て坑を随所に建設し、目前に豊富な鉱脈をながめながら手が出せずに、モグラのようにあちこちを迂回して探掘しているような日本の石炭鉱業の現状をそのままにしておいて、再建整備計画を立てようとするのは、経済合理性の上からも木によつて魚を求めるにひとしいものだと言わなければなりません。

この矛盾を取り除くためには、資本の不要にして不当なる競合を排除する以外にはありません。そのためには鉱区の全面的調整を強力に推し進める以外にはないのであります。日本の国土の上に設定されている石炭鉱区の中で、わずかに一八％だけが開発されて、残余の八二％の膨大な鉱区はいたずらに鉱区権の名のもとに地下に眠っているものであります。国の責任において鉱区調整を行ない、未開発鉱区の積極的開発を行なうことこそ国家資源開発の上からも緊急の課題であると言わなければなりません。ことに、私企業とはいいながら、この危機段階にあつて国家のばく大な財産資金を受けながら再建能力を失いつつある炭鉱企業が、いたずらに競合して共食い争いを続けている時代ではないのであります。また許すべきではないのであります。

過日の参考人の陳述の際においてさえ、経営者代表のみから発言して、国有民営論が堂々と主張されているのであります。私も石炭鉱業の終局的な再建方策は、イデオロギーの問題ではなくて、最も現実的な政策として国有、国営以外にはないと考えるのであります。そこで一挙に実施に踏み切れないとしても、この際石炭企業との統合を促進して、北海道、九州、常磐等に各一社ずつの数社に統合することや、全国一社案さえ今日まじめな話題になってきているのであります。この際、政府関係機関の勇断を切に希望するものであります。

たまたま本案審議の最終段階においてはしなくとも中東戦争が勃発いたしました。国連安保理事会の必死の努力によって戦争の即時停止の決議が行なわれ、三次にわたつて即時停止の勧告が繰り返されてきました。この中東戦争の勃発にあつたて、アラブ連合、イラン、イラク、ヨルダン、クウェートなどの石油多産国係十一カ国は、すでにイスラエルを支持する米英諸国に加担する国家に対しては石油の輸出を禁止する、場合によっては輸送パイプラインを破壊する、という強硬態度を示しております。けさの毎日新聞の報道によれば、

べルンシャ湾で日本のタンカー二隻が立ち往生していると伝えられております。エネルギー資源として重油の輸入を海外に九七・八％も依存している日本経済にとつて、万一のことを考えますと、その国民経済への脅威ははかりしれざるものがあるものであります。エネルギー資源に乏しい日本においてこそ、その安全保障のためにエネルギー政策を強力な国策として不動の体制を確立することの急務を迫られていふこと、今日ほど切実なものはないのであります。特に政府並びに関係機関に対してさらに一段の熱意と勇断を要望する次第であります。

本法案の討論を終わるにあたりまして、本法案を策定し、きわめて誠意と善意をもって、あらゆる障害の中にありながら、石炭政策をこまめよく推進してこられた政府並びに関係機関の方々に對しては深く敬意を表します。

それにもかかわらずあえて日本社会党が本法案に反対せざるを得ないのは、本法案の持つていふ今日の私企業の再建の限界を乗り越えて、国有化政策を推進する以外に抜本的対策の確立はできないと判断しているからであります。

これをもちつて私の討論を終わります。(拍手)

○多賀谷委員長 田畑金光君

○田畑委員 私は民主社会党を代表し、ただいま議題となつております石炭鉱業再建整備臨時措置法案に賛成の意を表するものであります。

これから政府のやうとする石炭の抜本的安定策の中心をなすものは、第一には政策需要の増量を中心とする需要確保対策であり、第二は、肩がわり措置、安定補給金、炭層探査及び坑道掘進補助金による経理改善対策であります。

しこうしてただいま議題となつております石炭鉱業再建整備臨時措置法案は、炭鉱経理改善対策の柱をなすものであります。私が本法案に賛成する第一の理由は、一千億を限度とする今次の肩がわり措置は、答申の趣旨を忠実に生かした施策であるということ、またこれが個別企業に具体的に適用される際には、ことに赤字に悩む石炭企

業にとつては、相当程度経理改善に寄与するであらうこと、さらにその他の助成策と相まつたらば、石炭産業全体の安定に充分の役割りを果たすであらうことを期待するからであります。

ただし、私はこの際、法案審議の過程で問題点として指摘された一、二について希望意見を付しておきたいと思ひます。

第一は、本法案の適用に際し、最も重要である再建整備計画の認定が受けられるかどうかの基準となる財務の状況及び掘採可能鉱量などはあげて省令にゆだねられていふこと、また、この法律の骨格ともいふべき元利補給契約作成にあたり、個別企業の肩がわり金額をきめるにあつて採用される借り入れ残高に乗する率などは、すべて省令にゆだねられておるということであり、したがつて政省令の内容、基準のとり方いかんでは、企業死活のかぎを握ることにもなり得るだけに、運用にあつては十分中小炭鉱の実情に沿うよう配慮されることを強く望んでおきます。

第二に、政府に希望しておきたいことは、金融についてであります。今回の肩がわり措置により個別企業の金融は円滑に確保されるであらうというのが政府の見方、見通しであります。さきに私が質疑の中で指摘しましたように、ことに市中金融機関は元本十年のたな上げ、金利補給五分以上は切り捨てということでは、肩がわりを契機にかえて石炭企業に対する融資は消極的態度になることを私はおそれるのであります。この際政府は、金融懇談会などを通じて、つなぎ融資、貯炭融資、中元融資など強力にあつせんのをとられることを希望します。

その他、質疑応答の中で提起された諸点を政府はしかと念頭に置かれ、今後の石炭施策に反映されるよう強く希望申し上げます。(拍手)

○多賀谷委員長 大橋敏雄君

○大橋(敏)委員 私は公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました石炭鉱業再建整備臨時措置法に對しまして、賛成の意を表するもの

であります。

わが国の石炭産業はエネルギー革命の潮流の中にあつてきわめて憂慮すべき状況にあります。公明党はこうした石炭産業の現状と、わが国経済における重要性から見て、その国有化ないしは公営化を提唱するものであります。

すなわち、国家的、社会的な立場から、計画的生産と計画需要を適合させて、国内エネルギー源としての確保をはからねばなりません。その際当然のことではあります。国有化、公営化に伴う保障は、公正にして犠牲のない対策の上により根本的な諸施策が講じられなければなりません。

しかるに今回の再建整備法は、一千億円の累積赤字に對する肩がわり措置を内容としたものであり、現今の石炭産業の逼迫した実情に照らせば、この程度の措置ではとうてい根本的な救済にはなり得ないことも明瞭であります。しかし合理化に次ぐ合理化過程において、特に資金経済面において過重な負担がかかつておられます。何れともあれ、現段階においてこれを除去しない限り、石炭産業の再建のめどもなく、崩壊も目前と思われまふ。これが救済のためにはやむなくこの措置を認めざるを得ないのであります。

わが国の石炭産業は近き将来において国有化あるいは公営化に踏み切り、真の安定をはかるべきであります。

今回の一千億円肩がわり措置もその方向への足がかりになることを思量して、一応賛成の意を表するものであります。(拍手)

○多賀谷委員長 これにて討論は終了いたしました。

これより石炭鉱業再建整備臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○多賀谷委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひいた

いと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○多賀谷委員長 御異議なしと認めます。よって
さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○多賀谷委員長 本日は、これにて散会いたしま
す。

午後三時四十一分散会

昭和四十二年六月十五日印刷

昭和四十二年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局